

相続人がいない場合の財産の行方について

法定相続人がいらっしゃらない場合などに、民法の「相続人不存在」の規定が適用され、その方の財産は、最終的に**国庫に帰属**することになります。

もし、ご自身に法定相続人がいらっしゃらず、財産を寄付することで社会貢献をしたい、お世話になった方や親しい方に財産をのこしたいなどお考えでしたら、遺言でその意思をのこすことをおすすめします。遺言がない場合は次の「相続人不存在」の手続きが行われます。

「相続人不存在」の場合の手続き

相続人不存在における相続人搜索の手続きと相続財産の清算手続きは、3回の公告を通して行われます。

家庭裁判所に対する相続財産管理人選任の申立

- 利害関係人または検察官が相続財産の管理人選任を請求し、家庭裁判所が相続財産管理人を選任します。

相続財産管理人選任の公告

- 家庭裁判所は相続財産管理人を選任したことを公告します。(公告期間:2ヵ月)
相続人搜索の第1回目の公告として、相続人の出現を促す意味があります。

相続債権者および受遺者に対する債権申出公告

- 相続財産管理人選任の公告期間が満了しても相続人が現れない場合、相続財産管理人は一切の相続財産債権者および受遺者に対して債権の請求の申出を行うべく公告します。(公告期間:2ヵ月以上)
- 債権の申出期間が経過したら清算に移ります。
- 相続人搜索の第2回目の公告として、相続人の出現を促す意味があります。

相続人搜索の公告

- 相続人が現れない場合、家庭裁判所は相続財産管理人または検察官の請求によって相続人搜索の公告を行います。
- 第3回目の公告が最後となり、相続人の不存在を確定する意味もあります。(公告期間:6ヵ月以上)

次ページへつづく

前ページのつづき

特別縁故者*からの相続財産分与の申立

- 相続人が現れなかった場合、特別縁故者は財産分与の申立を家庭裁判所にすることができます。(申立期間:3回目の公告期間満了の翌日から3ヵ月以内)

*特別縁故者とは

民法(958条の3)での規定

- ・被相続人と生計を同じくしていた者
- ・被相続人の療養看護に努めた者
- ・その他被相続人と特別な縁故があった者

具体的には

- ・長年連れ添った内縁の妻
- ・長年に渡り献身的な看護をした者
- ・菩提寺 等があります。

分与または申立却下の審判

- 家庭裁判所が特別縁故者に分与するか否か、また分与する場合に誰にどの財産をどれだけ分与するかを審判します。

特別縁故者への相続財産分与

- 分与の審判が確定すると、相続財産管理人は特別縁故者に対して財産を分与します。

残余財産の国庫への帰属

以上の手続きを行った後、残余財産がある場合は、**国庫に帰属すること**になります。

なお、**共有持分となっている財産については、国庫に帰属せず、他の共有者に帰属するもの**とされています。

相続・不動産のご相談は三菱UFJ信託銀行へ

ご相談希望日の**3営業日前まで**にお取引店または最寄りの店舗へご予約ください。

スマートフォンからのご予約はこちらから



最寄りの店舗をお探しの場合はこちら

